

## 経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集

No	質問	回答
共-1	設備の修繕等を行った場合も税制措置の対象となるのか。	既に有する資産の修理・改良等を行った資産は対象となりません。
共-2	本税制の対象となる「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する」設備とはどのような設備を指すのか。	「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する」設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。
共-3	自ら作って固定資産計上する設備は税制措置の対象となるのか。	取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
共-4	中古品は税制措置の対象となるのか。	中古品は対象となりません。
共-5	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
共-6	設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制措置の対象となるのか。	はい、対象になります。
共-7	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
共-8	単品の取得価額は、どのように判定するのか。	租税特別措置法関係通達の42の6-2(中小企業投資促進税制関係)においては、「機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。」とされているところであり、固定資産税についても、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。

## 経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集

No	質問	回答
共- 9	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。
共- 10	購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。	ファイナンスリース取引(所有権移転リース取引及び所有権移転外リース取引)については対象になりますが、オペレーティングリース取引については本税制の対象外となります。
共- 11	補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、最低取得価額の要件を満たさないのか。	固定資産税の取得価額が最低取得価額を上回っていれば最低取得価額の要件を満たします。
共- 12	自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。	自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。
共- 13	他の税制との重複適用は可能か。	固定資産税以外の特例措置(生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等)との関係では重複適用は可能です。
共- 14	設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。
共- 15	親会社(大会社)が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社(中小事業者)が税制措置を受けることは可能か。	子会社(中小事業者)で新規に取得等をした設備となるため当該子会社が税制措置を受けることが可能です。
共- 16	A社の製品をB社がカスタマイズしてユーザーに納品した場合、証明書の発行申請は誰が行うのか。	設備の最終的な性能を把握しているのはカスタマイズしたB社ですので、申請は原則B社が行ってください。ただし、その際の比較対象はA社の旧モデルになりますので、適宜A社から旧モデルのパンフレット等を取り寄せる必要があります。

## 経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集

No	質問	回答
共- 17	複数のメーカーが生産する機械装置で構成される設備の扱いはどのように考えればよいか。	最終的にユーザーに納めるメーカー（最終組立メーカー）が団体に証明書発行を申請することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成する機械装置の中でコアとなる機械装置（すなわち、当該設備にとって必要不可欠な主たる機械）に基づいて判断してください。
共- 18	輸入した設備（海外メーカー製）の扱いはどのように考えればよいか。	生産性向上の要件を満たしていること等について、それを適切に説明する仕様書等があれば、輸入品も対象になります。
共- 19	（メーカーが新事業を開始した場合など）比較すべき旧モデルが全くない新製品は税制措置の対象となるのか。	原則として、同一メーカー内に類似する機能・性能を持つ設備がある場合は、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。ただし、比較すべき旧モデルが全くない場合には、比較する指標がないため、10年以内に販売開始されたものであることのみが要件となります。
共- 20	何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいのか。	「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーが適切に判断してください。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。
共- 21	年平均1%以上向上の比較対象は何か。	当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。ユーザーが現在使用しているモデルや他メーカーの製造設備との比較ではありません。
共- 22	一代前モデルとは何を指すのか。	機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更とみなし、変更前を一代前モデルと考えます。ただし、デザイン（色等）の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更とみなしません。これらは、生産効率、エネルギー効率等生産性向上要件を満たすことについて、適切に比較できるかという観点から設備メーカーにおいて判断してください。
共- 23	販売開始年度等の「年度」とは、いつからいつまでを指すのか。	1月1日から12月31日までを指します。
共- 24	同じ設備を複数個導入する場合は、証明書も複数必要となるのか。	同時に複数の同じ設備を導入する場合には、証明書に導入予定の個数を記載いただくことで一枚の証明書にて対応可能です。

## 経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集

No	質問	回答
共- 25	生産性指標について、エネルギー効率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということで要件を満たすか。	いいえ、対象になりません。あくまで単一の指標について年平均1%以上向上することが必要です。
共- 26	計画申請から認定までどれぐらいの期間がかかるのか。	1ヶ月以内を目処としておりますが、余裕を持ってご申請ください。
共- 27	工業会の証明書は計画申請時と納税時にそれぞれ必要なのか。	工業会の証明書は計画申請時に主務大臣に添付資料としてご提出ください。納税時には、申請書一式(工業会証明書等の添付書類を含む。)のコピーを地方自治体にご提出ください。
共- 28	対象となる事業者は何か。	租税特別措置法に規定する中小事業者(常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人)又は中小企業者(資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人・資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人)が対象となります。なお、中小企業等経営強化法又は中小企業基本法に規定する中小企業者(例えば、製造業については資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)とは異なることをご留意ください。
共- 29	計画の認定後に追加で設備を取得した場合にはどうなるのか。	法第14条第1項に基づき、経営力向上計画の変更(追加で取得する設備を計画に記載)し、再認定を受けることで、税制措置を受けることができます。計画変更の際も、追加で取得する設備について、工業会の証明書を添付資料としてご提出下さい。